

オスプレイ 裁判 仮処分 不当決定

佐賀駐屯地建設差し止め認めず

3月21日午後、佐賀地方裁判所は、佐賀駐屯地建設工事の差し止め請求仮処分を却下しました。債権者（地権者）は決定を不服とし、2週間以内に即時抗告を行います。

私たちは、不当な決定に対してあきらめず、引き続き地権者・原告を支援し、ともにたたかっています。

仮処分決定直後に、債権者団・弁護団・市民の会が発表した「不当決定に当たっての声明」（全文）を紹介します。

佐賀空港自衛隊駐屯地建設工事差し止め仮処分命令 申立事件 不当決定に当たっての声明 3月21日

佐賀空港自衛隊駐屯地建設工事差し止め仮処分債権者団 同弁護士 佐賀空港オスプレイ裁判支援市民の会

1 佐賀空港そばに建設予定の陸上自衛隊佐賀駐屯地（仮称）について、本日、佐賀地方裁判所（裁判長三井教匡、裁判

官福本晶奈、裁判官神尾元樹）は、債権者らの建設工事の差し止めの請求を却下した。

速に島嶼に輸送するためV22（通称「オスプレイ」）が極めて重要な役割を果たす、としている。そして、我が国防衛上の有用性や市街化が進む既存の自衛隊飛行場周辺の負担軽減など、様々な観点から、佐賀空港がオスプレイ等の配備先として最適の飛行場であると判断したとして、佐賀空港への配備を決定し、2023年6月12日、地域住民の反対にもかかわらず、建設予定の駐屯地には、



2 国は、中華人民共和国が海洋における活動を活発化しているとその脅威を喧伝し、島嶼防衛を行うために南西諸島への部隊配備に加え、島嶼が侵攻を受けるような場合にいち早く駆けつける能力の整備が必要と主張し、水陸機動団を長崎県佐世保市に新編するとともに、水陸機動団を迅速に島嶼に輸送するためV22（通称「オスプレイ」）が極めて重要な役割を果たす、としている。そして、我が国防衛上の有用性や市街化が進む既存の自衛隊飛行場周辺の負担軽減など、様々な観点から、佐賀空港がオスプレイ等の配備先として最適の飛行場であると判断したとして、佐賀空港への配備を決定し、2023年6月12日、地域住民の反対にもかかわらず、建設予定の駐屯地には、

3 本日の佐賀地裁決定は、債権者ら4名が駐屯地建設予定地の所有権（共有持分権）を有することが認められないと判断した。【2面に続く】

私たちはあきらめない！引き続き原告とともにたたかいます

海とはっちゃんたち

ラムサール条約は正式には「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」と呼ばれる湿地保存に関する国際条約。2015年5月には東与賀湿地が条約対象地域に選定された。◆

◆ 知り合いの大学院生によると、ここに飛来する絶滅危惧種のクロツラヘラサギは、餌を探ることがとても手くそで、干潟の上をくちばしでありながら何時間も過ごすのだそう。生きる事が下手くそな鳥でも、安心して営巣することが出来る「いのちのゆりかご」のような場所が東与賀湿地だと知らされた。◆ 悠久の昔から命を育んできた東与賀湿地をまもることは、今を生きる私たち佐賀県民の大切な役割だと思っ

◆ 現在建設が進められている駐屯地が完成すれば、オスプレイ等の離着陸回数には年間1万7千回にも及ぶ。そうなれば、鳥たちの「いのちのゆりかご」はどうなるのか？ 私たちはクロツラヘラサギたちの声も代弁して、「命を脅かす駐屯地はダメだ！」と言いつつ続けなければならぬ。（野中）

仮処分 不当決定に当たつての声明(続き)

すなわち、昭和38年申し合わせに言う国造揚60分の配分については、旧南川副漁協の有する漁業権の消滅に対する漁業補償そのものとして行われたことを前提に、昭和63年売買の目的物である本件土地を含む国造揚60分の土地は、第一次的には旧南川副漁協に帰属していたものと考えるのが自然で、昭和63年売買により本件各土地の所有権を取得したのは同漁協であることを推認させる、などとして、債権者らが本件各土地の所有権(共有持分権)を取得していることの疎明がされていないと判断した。持分証券の発行を受け、30年以上にわたり、所有者として取り扱われてき

た債権者団にとって、到底受け入れることのできない判断である。

佐賀空港の建設に当たつて、1990年3月30日、佐賀県と南川副漁業協同組合などの近隣漁協との間で締結された

オスプレイ裁判本訴第1回口頭弁論での

原告・古賀初次さんの陳述(3月15日)

仮処分決定に先立つ3月15日、佐賀空港自衛隊駐屯地建設工事差し止め訴訟(オスプレイ裁判本訴)第1回口頭弁論期日において、原告の古賀初次さんと弁護団の3人の弁

護士が陳述を行いました。

次回、第2回口頭弁論期日は6月14日(金)午後3時からです。

3月15日に行った古賀初次さんの陳述を紹介します。

1 はじめに

私は、昭和24年に生まれ、昭和42年からは父の海苔養殖業を手伝うようになりました。そして、昭和48年頃には父か

ら養殖業を引継ぎ、同年に漁協組合員の地位についても受け継ぎました。それから現在に至るまで、有明海を漁場として海苔養殖業を続けています。

今回、国造揚60分の土地所有権をめぐる紛争が生じていますが、当該土地は単なる一財産などではありません。私たちの先達が、数十年にわたつて、血のにじむような努力を

団、弁護団、市民の会は、直ちに本決定に対する即時抗告を申し立てるとともに、現在、佐賀地方裁判所で審理中の本案訴訟でも引き続き勝訴を目標として、戦い抜くことをあらためて決意するものである。

以上

して手に入れたかけがえのない宝です。

そもそも本件土地に関しては、昭和38年に、国造干拓事業により漁場を失うことに対する生活再建を目的として、南川副漁協の漁業権者のうち入植増反希望者へ土地を優先配分する旨の申合せがなされていきました。しかし、国は不

正義にも長年この約束を放置し続けました。そのような中、佐賀県は、あろうことか当該土地に佐賀空港を建設する予定を立て、国から当該土地を買い受けるに至りました。当然、土地をもらい受ける予定となっていた漁業者らはこの計画に猛反発し、その結果、佐賀県はいったん空港建設計画を中止するとともに、昭和

56年には本件土地の配分について再度の確認をすることになりました。そして、昭和63年、ようやく増反希望者個人に対し本件土地の配分が実施されるに至ったのです。

私たちの父世代は、佐賀の平和への思いと有明海の豊かな漁場を守るといふ確固たる意志を持って、本件土地に関する交渉を続けてきました。今の平和で豊かな佐賀が存在するのは、間違いなくこうした先達の努力の賜物だと思えます。

そうであるにもかかわらず、今、私たちの土地が勝手に売り飛ばされ、軍事的拠点として作り替えられようとしています。私たちはこのような愚行を見過ごすことはできません。何とかしなければいけないという思いから本件訴訟を提起するに至りました。



2 本件土地に関する私たちの活動

私は、平成26年7月頃に、当時の防衛副大臣が佐賀空港への自衛隊駐屯地建設及びオスプレイ配備の要請を行ったことをニュースで知りました。戦争を経験してきた先人たちが、佐賀空港建設に際して、佐賀空港の自衛隊との共用を恒久的に阻止し、有事の際に攻撃対象となることを防ぐために、公害防止協定を締結させたという経緯を聞いていましたので、自衛隊の駐屯地建設などどんな話でもない話だと思いました。

そして、平成26年8月頃、近隣の自治会長らと話し合った上で、オスプレイ対策協議会を結成し、オスプレイ配備等に対する反対活動を行うよ



うになりました。その後、同協議会は支援の輪を広げ、「オスプレイ反対住民の会」に発展しています。

同会では、オスプレイについて学ぶために講師を招いて勉強会を開いたり、上り旗を掲げて市井の方々に訴えかけたり、反対署名を募って県や国に意見書を提出するなどの活動を行っていました。その活動を通じて多くの協力者が出会うことができ、反対運動も拡大していきました。

ところが、平成30年8月に当時の知事が受け入れを表明し、オスプレイ配備に向けての話し合いが加速的に進んでいきました。私たちは、このままではいけないと思い、県に対し何度も意見書を提出し、知事との面会を申し出ましたが、担当者は「知事に伝えます」と言うばかりで、最後まで知事が私たちの前に現れることはありませんでした。

令和3年7月30日には、九州防衛局長が私たち個人に対して土地の売却可否に関するアンケートを送ってきました。このアンケートの宛先や内容からは、九州防衛局が私たちを所有者であると認識してい

たと思えません。

また、令和5年3月17日も、九州防衛局長が「駐屯地予定地の用地取得について」という書面を送付しています。これも所有者たる私たちが、これを対象としています。

こうした経緯を考慮すれば、本件土地に関して、これまで国が漁協ではなく個人々人を所有者として認識していたことは明らかです。そうであるにもかかわらず、今になって国は私たちを「関係者」呼ばわりし、所有者としての地位を否定し始めています。

私たちは今回の本件土地の売買契約が締結される前に、何度も、国や漁協に対して、私たち個人こそが所有者であることを訴えてきましたが、全て黙殺されてきました。

国は、漁協執行部に対し、「今後の補助事業を円滑に進めたいのであれば本件要請に協力するように」と求めている旨の話も聞いています。

オスプレイに関しては、2010年頃から墜落事故が幾度となく発生しており、新聞報道等によればこれまでに10件近い墜落事故が発生してい

かねてより、私たちは、この問題についてきちんと声を上げるべきだと主張してきましたが、こうした事情を受け、漁業者内部から「余計なことをするな」という圧力を受け、回数が多々ありました。今回の土地取得についておかしいと思いつつも、生活のために迎合せざるを得なくなった漁業者もたくさんいます。

私たちは、今回の問題によって漁業者内部で分断が生じてしまったと感じています。私たち海苔養殖業者は、常に海上で危険にさらされながら作業を行っています。時には海に投げ出されることもありま

す。私たちは、このように分断が生じた状況で有事の際に同業者が助けられるだろうかという一抹の不安に駆られているのです。

なぜ正しさを求めているにもかかわらず、このような不安を抱かなければいけないのか、理不尽ではありません。

とこのことです。屋久島沖で8名もの死者を出した痛ましい事故が起きたことも記憶に新しいかと思えます。万が一、佐賀空港にオス

プレイが配備をされた場合、これまでの事故態様からすれば、その乗組員や周辺住民に死傷者が出てもおかしくありません。また、有明海では多くの漁民が昼夜を問わず活動しており、海上事故であってもその生命身体に危険が及びかねません。仮に事故に直接巻き込まれないにしても、今後の有明海の漁業に深刻な影響を及ぼすものと考えます。

4 おわりに

今回の陸上自衛隊駐屯地建設工事は、佐賀空港が軍事基地化し他国からの攻撃対象となる危険を生じさせるだけでなく、配備予定のオスプレイ機を初めとした各種機体の事故によって地域住民の平穏な生活を奪う危険性もあります。佐賀地方裁判所には、一刻も早く、この駐屯地建設工事を差し止める判断を出して頂きたいということを申し上げています。私の意見陳述を終わります。

6/14(金)**第2回口頭弁論期日**

※おおよその予定は以下の通りです。詳しい内容等が決まりましたら（会場は確定）、後日、お知らせします。

- 13:45 佐賀県弁護士会館集合
 14:00 佐賀地裁へ向けて出発
 （裁判所まで原告のみなさんと一緒に歩いて行進）
 ・傍聴整理券配布・抽選
 （外れた方は佐賀県弁護士会館に移動）
 15:00 第2回口頭弁論期日
 （裁判終了後、佐賀県弁護士会館に移動）
 ・報告集会

オスプレイ関連ニュース&運動

1月28日 「オスプレイ裁判支援市民の会」が「学習・交流集会」を開き、約90人が参加。集会では、①オスプレイ裁判、②「環境アセス」問題について学習・交流。

1月29日 佐賀空港へのオスプレイ配備計画で、駐屯地と滑走路を結ぶ接続誘導路の着工を前に、佐賀県は、佐賀市、県有明海漁協、JAさかの3者と公害防止協定に基づく事前協議を開始。漁協は1月31日、JAは2月8日、佐賀市は2月9日に了承。

2月16日 国会議員・県議・市議を含めた県民有志15人が、防衛省に対して「環境アセス」実施を求めるアピールを発表。

2月21日 佐賀空港へのオスプレイ配備計画に伴って、佐賀県が防衛省に対して、①県有地を無償で貸与し、②県有地の土砂約37万m³を駐屯地の盛土として無償で提供していること（合計約9億円の県民財産に損害）は違法かつ不当として、県民有志72人が住民監査請求。

2月28日 正午過ぎ、米軍ヘリが佐賀空港上空を事前連絡なしに低空飛行。

3月8日 米軍と防衛省は、米軍が昨年11月の屋久島沖でのオスプレイ墜落事故について、事故原因となった部品を特定し、同日付でオスプレイの飛行停止措置を解除したと発表。しかし、事故原因の説明はなし。

3月15日 オスプレイ裁判本訴第1回口頭弁論期日。報告集会に約120人が参加。

3月21日 オスプレイ裁判仮処分で佐賀地方裁判所が駐屯地建設工事差し止めを認めない不当決定。即時抗告で舞台は福岡高裁へ。

佐賀空港オスプレイ反対集会

日 時:3月31日(日) 13:30~15:00

会 場:スポーツパーク川副・体育センター

駐車150台：案内係の指示で駐車ください

**内容****一部 平和コンサート**

海勢頭豊・海勢頭愛・島田路沙

(月桃などの沖縄の歌と反戦活動を長年発信)

二部 裁判状況報告 (弁護団)**注意事項**

・当集会内容と関係のないチラシ配布及び旗・横断幕など掲示はお止めください。

主 催 オスプレイ反対住民の会

連絡先 090-5928-6397(塩山)

